

# 都留市教育大綱

(素案)

平成27年 月 日

都留市

はじめに

今日、少子高齢化及びグローバル化の進行、社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなど、社会の状況は大きく変化しています。こうした中、持続可能な社会を担っていく人材を育成する教育の果たす役割は、ますます大きくなっており、国においても「第2期教育振興基本計画」の中で「教育こそが人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後の一層の発展を実現する基礎である」としています。

富士・東部地域で政治・経済、歴史・文化の中心として栄えてきた本市は、城下町としての趣と八朔祭りに代表される多くの歴史文化的遺産を今に引き継ぎ、また、県立臨時教員養成所を端緒とする現在の公立大学法人都留文科大学を生み育ててきた教育文化的風土を兼ね備えたまちです。

こうして築き上げられた歴史と文化、教育を次の世代に着実に伝え、更に深化発展させることが本市の優位性を高めるものであり、これまでも教育資源の充実に努めてきました。

この根幹をなす公立大学法人都留文科大学においては、教員養成系大学のブランド力の強化、グローバル化を支える人材の育成などを基本目標に掲げた「第2期中期目標」を策定し、「魅力あふれる大学」を目指し、平成27年度から新たなスタートを切りました。

また、平成25年度の山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパスの開設、平成26年度の県立都留興譲館高校の開校、さらに平成28年度健康科学大学看護学部の開設などにより、教育資源が集中することから、本市の教育環境は大きな発展期を迎えています。

今後とも、保育園、幼稚園から大学院に至るまでの様々な教育機関が連携し、そこに住む地域住民も含めた協働による学びの場を創出することにより、本市の優位性に磨きを掛け、教育により人々の多様な個性・能力が開花し、人生の豊かさを実感できる環境の整備に努めていくこととします。

## 大綱策定の趣旨

深刻ないじめや体罰の問題など、児童、生徒等の教育を受ける権利に関わる問題等を踏まえ、国では「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を60年ぶりに改正し、平成27年4月1日より施行しました。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携の強化を図るもので、地方自治体では、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置き、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を首長と教育委員会が協議して策定することになりました。

一方、市教育委員会では、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「都留市教育振興基本計画」を策定しました。この計画では、「『学び』あふれる つるの人づくり」を基本理念に、2つを基本目標とこの目標を実現するための10の基本方針を定めています。

このたび、地方自治体に策定が義務付けられた「教育大綱」は、教育行政において住民の意向をより一層反映させることと、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的とし、地域の実情に応じて定めることとされています。

本市では、市教育委員会が定めた「都留市教育振興基本計画」の目標や施策の根本となる基本方針が本市の教育、学術及び文化の振興に関する「大綱」として位置付けることができるものと考え、この計画を参酌し、さらに教育委員会の所管外である「大学との連携」に関する基本方針を加え、「都留市教育大綱」として策定します。

## 大綱の期間

この大綱の期間は、2015年度（平成27年度）を初年度とし、2019年度（平成31年度）までの5年間とします。

## 大綱の概念図

### 基本理念

「学び」あふれる つるの人づくり

本市の有する貴重な教育資源を活用し、時代の要請に的確に対応しながら、自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な「学び」を通じ、市民の多様な個性と能力を開花させ、生涯を通して活力のある地域社会を創造するため、誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができるまちを目指し、その基本理念を『「学び」あふれる つるの人づくり』とします。

### 基本目標

## 1 生きる力を育む学校教育の推進

（学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携）

子どもたちが将来に対し、夢や希望を抱き、働くことの意義を理解し、社会で自立していくための「生きる力」を育む学校教育を進めます。

また、少子化・核家族化などに起因する人間関係の希薄化による家庭の教育力の低下に対応するため、幼児教育の充実や地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。

## 2 地域の教育力を高める生涯学習の推進

（生涯学習の推進、スポーツの振興、文化・芸術の振興）

生涯にわたって「学び」を通して、人生の活力を生み、地域への活力へとつなげていくような生涯学習の仕組みをつくります。

また、市民が健康で豊かに生きていくために、一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、目的等に応じてスポーツに親しむことができる環境をつくります。

## 基本方針

### 理念と目標を達成するための 11 の基本方針

これらの基本理念及び基本目標を達成するために 11 の基本方針を定めます。

- 基本方針 1 グローバルな社会を生き抜く力の育成
- 基本方針 2 確かな学力と自立する力の育成
- 基本方針 3 豊かな心と自己実現を図る力の育成
- 基本方針 4 健やかな体の育成
- 基本方針 5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実
- 基本方針 6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくり
- 基本方針 7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現
- 基本方針 8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現
- 基本方針 9 市民だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現
- 基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送りための文化芸術の振興
- 基本方針 11 市民の教育向上に資する大学の知的資源の活用

## 基本方針

### 基本方針 1 グローバルな社会を生き抜く力の育成

グローバル化の進行に伴い、国際的に活躍する人材や新たな価値を生み出すイノベーションの推進を担う人材、社会の各分野をけん引するリーダーの育成が不可欠となります。それには、自らの国や地域・文化について理解を深め、これを尊重し、他国の伝統・文化に敬意を払い、国際社会の一員としての意識を涵養することが重要です。

このため、次代を担う子どもたちを新しい社会の方向を模索するための的確な判断ができるよう育成します。

### 基本方針 2 確かな学力と自立する力の育成

「知識基盤社会※」の時代が進行する中、「生きる力」を知の側面から支える要素として「確かな学力」を確立していく必要があります。

このために、きめ細かな指導を通し、基礎的な知識や技能の習得とそれらを活用した課題解決能力を育成し、学習意欲の向上とそれにつながる学習習慣を確立します。

※知識基盤社会

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会を指す。

### 基本方針 3 豊かな心と自己現実を図る力の育成

価値観の多様化、少子化、核家族化により人々のつながりや共同体意識の希薄化が表面化し、豊かな心や社会性を身に付けること、自己実現の喜びを体験すること、自己肯定感を得ることが難しくなっています。

このため、「生きる力」の要素である自他への思いやりや情操を育む「豊かな心」を育成します。

## 基本方針4 健やかな体の育成

生涯を通して、健康で豊かな生活を送ることができるように、積極的に運動に親しむ習慣や意欲、能力の育成、体力の向上、健康の保持増進のための実践力の育成を図ることが必要です。

このために、食に関する指導の充実、危険から身を守る安全教育の推進等を図ることにより「生きる力」の要素である「健やかな体」の育成に努めます。

## 基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒に対しては、状況に対応したきめ細やかな教育的支援を実施するとともに、LD（学習障害）等の発達障害のある幼児・児童・生徒を支援する体制づくりを推進し、教育内容の一層の充実を図ることが必要です。

このため、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、認め合える社会を形成するインクルーシブ教育システム※の構築に向けて取り組みます。

※インクルーシブ教育システム

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズに的確に答えるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級など「多様な学びの場」を充実させた、共生社会形成に向けたシステム。

## 基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくり

閉じた集団の中においては、子どもたちの人間関係は不安定となり、これが一つの原因として、いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動が散見されます。

このため、子どもたちが安心して学業に励み、心身の健全な成長が促されるよう、いじめ、不登校、暴力行為など子どもの問題行動等の改善に向けて、生徒指導や教育相談を充実させ、学校、家庭、地域社会や関係機関が連携した取組を充実します。

また、学校教育を支える環境づくりとして、防災機能を加味した学校施設の充実を図ります。

## **基本方針 7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現**

少子化、核家族化等の進行により、世代間交流の減少や人間関係の希薄化が進み、子育て不安やしつけへの自身喪失等、家庭の教育力の低下が指摘され、また、地縁的なつながりもなくなり、地域における子どもの体験の場の減少や、大人が地域の子どもと積極的に関わろうとしない、「地域教育力の低下」が指摘されています。

このため、多様な子育て支援、幼稚園・保育園・小学校の連携による幼児教育、さらに地域全体で子どもを育む環境づくりを図ります。

## **基本方針 8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現**

人口が減少する中で、活力ある社会を構築していくためには、高齢者や障がいのある人などを含む全員参加型の社会が求められ、そのためには、生涯にわたって学び続けることが可能な社会づくりが必要となります。

このため、自主的な学習活動を支えるため、学習ニーズにあった最新情報の提供などに努めるとともに、大学等と連携し、専門的な指導力や優れた資質等を備えた指導者の育成と確保に努め、生涯学習の推進体制を充実・強化します。

## **基本方針 9 市民の誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現**

科学技術の高度化、情報化の進展に伴い、精神的なストレスが増大したり、日常生活において体を動かす機会が減少することにより体力や運動機能が低下したりするなど、心身両面にわたる健康上の問題が顕在化する中、スポーツは市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっています。

このため、市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる環境づくりを進め、年間を通じた生涯スポーツを推進します。

## **基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興**

市民のライフスタイルが多様化する中で、多くの市民が様々な文化芸術を創造し、心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、文化芸術に親しむ機会を充

実する必要があります。

このため、各文化施設を活用した文化芸術活動を推進するとともに、文化協会その他の関係団体の活動を支援し、市民が文化芸術に親しむ機会を充実します。

## **基本方針 1 1 市民の教育向上に資する大学の知的資源の活用**

本市は、公立大学法人都留文科大学を設置するなど、これまで独自の教育文化的風土を兼ね備えたまちです。さらに県立産業技術短期大学校、健康科学大学看護学部が開設され、幼稚園・保育園、小中学校、高等学校から大学等の高等教育機関、大学院に至るまで様々な教育に関する機関が整ったまちであります。

今後は、「知」の拠点である大学と連携・協働した教育施策の推進や大学の知的資源を活用した生涯学習を進め、地域教育力の向上と地域の活性化につなげます。